

事務事業総点検2次評価（令和3年度事業）について

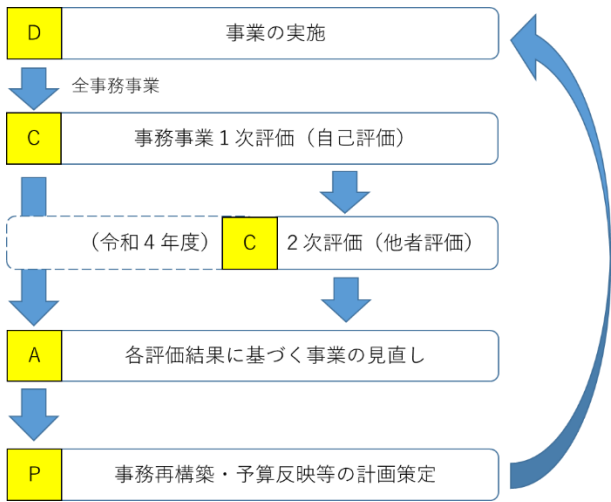
1. 2次評価の目的と昨年度までの取組

1次評価を実施した事務事業について、他局の職員による客観的な評価を実施することで、見直しや改善に繋げることを目的とする。

平成26年度（平成25年度事業）から令和3年度（令和2年度事業）までで、延べ546事業の2次評価を実施した。対象事業としては、令和2年度までは、各局において一定の条件（予算額500万円以上等）に基づく事業を選定するとともに、事務局において課題（事業の統廃合ができないか、事務を効率化できないか等）を有しており、見直しが必要と考えられる事業を選定し、評価を実施した。令和3年度は、各局における抽出条件を無くし、2次評価対象事業を各局から募集することにより実施した。

2. 事務事業評価の流れ

- ①実施したすべての事務事業（D）について、事業所管課が1次評価（自己評価）を行う。（C）
（総務課：評価に係る相談・助言）
- ②1次評価結果を基に抽出した事業に対し、内部評価専門委員及び総務課職員による評価を実施（他者評価）（C）
- ③事業所管課が1次評価及び2次評価の結果に基づき事業の見直しを行う。（A）
（総務課：見直し内容に係る相談・助言）
- ④事業所管課が見直し内容を基に、翌年度予算への反映や事務事業の再構築を行う。（P）（総務課：反映内容とりまとめ、公表）



3. 今年度の2次評価について

（1）これまで実施してきた2次評価の状況と1次評価について

これまでの2次評価は、予算削減という観点から、一定程度の予算規模がある事業を主な対象としてきた。このため、①一定程度の予算規模を持つ事業の大半が、過去に2次評価の対象となったこと②継続して予算削減に取り組んだため、予算削減の余地が少なくなっている現状がある。

また、自己評価である1次評価は、事務事業総点検表により全事務事業に対して行われているが、「記載内容がよくわからない」「指標設定がこれでよいのか」といった指摘を頂くことがある。

（2）今年度の2次評価の実施方法

これまで、約1,500件ある事務事業の中から、20～50件の事業を抽出し、内部評価専門委員会により、予算規模や事業内容の妥当性を重点的に評価してきたが、今年度は、令和3年度事務事業総点検表に搭載される全事務事業を対象とし、「より適切な1次評価の推進」を目的に、次のとおり実施することとした。

【2次評価実施方法】

令和3年度事務事業総点検表（1次評価）について、「記載内容が、誰が見てもわかる表記となっているか」、「事業目的に沿った指標が設定されているか」という観点で内部評価専門委員が確認・評価した。

（3）評価体制・評価対象事業数

- ①評価者 内部評価専門委員（各局の行財政改革推進作業部会員）25人及び総務課行財政改革推進係
- ②評価体制 令和3年度事務事業総点検表に記載される事務事業約1,500件を評価者が点検し、意見出しを行う。当該意見を参考に、所管課は令和4年度の事務事業総点検表の見直しを実施。

4. 主な評価結果（抜粋）

「誰が見てもわかりやすく納得できる評価」を達成するため、令和3年度の事務事業総点検表に搭載されている事務事業について、「各事業がわかりやすく記載されているか」「目的に合った指標設定がされているか」という観点で、内部評価専門委員会で確認を行った。わかりやすく記載されている事業も多数ある一方で、わかりにくい部分として次のような意見が見られた。

意見種別	内容
事業概要に関する意見	・奨学金や補助金などは、支出すること自体が目的ではないため、事業目的や指標設定を検討すべき。 ・どのような事業を行っているかが伝わりにくいため、事業名称や内容欄の記載を詳細にすべき など
活動指標に関する意見	・施設運営事業などにおける指標設定において、「適切な運営」という表現がされているが、何をもって「適切」というのかがわからないので、詳細を記載すべき。 など
成果指標に関する意見	・活動指標と成果指標のつながりが分かりにくいため、詳細の追記若しくは、指標の再検討をしたほうがよい。 ・目標値の設定根拠がわかりにくいため、具体的に記載すること。 など
評価結果に関する意見	・実績値による評価結果と1次評価結果が変わる場合に、その理由を具体的に記載すべき。 など

5. 総括

（1）より適切な1次評価の実施に向けて

1次評価の対象となる事務事業について、その記載内容を他者目線で確認することで、評価者である各所管課が気づくことができなかった点を指摘することができた。今後は、これらの意見を参考に、令和4年度の事務事業総点検表の見直しを図っていく。見直しについては、各事業の実施目的を改めて確認した上で、わかりやすい表記や適切な指標設定に取り組めるよう、事業所管課と総務課で相談しながら進めていく。

また、総点検表の表記がわかりやすく、妥当性が高い評価がなされている事業については、1次評価実施時の見本として全庁に周知することで、全ての事務事業について、適切な1次評価が継続的に行われていくよう取り組んでいく。

（2）評価手法の再検討

令和5年度から、第4次静岡市総合計画が施行される。現在本市においては、「静岡型行政評価制度」を運用しているが、当該制度の在り方を検証する中で、事務事業総点検表の作成手法や、他者評価の実施方法なども併せて検討を行う。これにより、各事業のPDCAサイクルを効果的・効率的にまわすことで、事業目的の実現と効率的な行財政運営を図っていく。